

令和4年10月20日(木)

学校人事課給与係

担当 立見、金子

内線 4600

群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する 規則の概要

1. 改正の概要

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和4年法律第35号）の施行に伴い、所要の改正を行うもの。

2. 改正内容

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和4年法律第35号）の施行により、育児休業の分割取得が可能となったことに伴い、期末手当及び勤勉手当に係る在職期間の除算の方法について改正を行う。

3. 施行期日

公布日に施行し、改正後の規定は令和4年10月1日から適用する。